

江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書の指定管理者の取消しを求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第53号

受理年月日 平成23年9月26日

付託年月日 平成23年9月30日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書(以下「協定書」という)第23条「指定の取消し等」及び第28条「所在地等変更に係る報告」に該当します。

広報えどがわ3月20日号に「(財)江戸川区環境促進事業団(以下「事業団」という)が3月28日(月)から移転します。所在地、中央1-3-13中里ビル(江戸川区役所前郵便局2階)」と記載されております。

1 協定書の締結日、平成23年4月1日、事業団住所、中央一丁目4番1号(区役所と同じ)は、移転後である住所、中央1-3-13中里ビル2階と記すべきで、不実記載であります。これは、協定書第23条(2)(虚偽の報告)に該当し、「指定を取消し」に当たります。

2 事業団寄附行為第2条(事務所)には、「事業団は事務所を江戸川区中央一丁目4番1号、江戸川区役所内に置く」とあります。3月28日(月)に移転した住所で、この寄附行為第2条を、第32条(寄附行為の変更)により、東京都知事の認可を受けなければ変更することができないこととなっております。

東京都生活文化局公益法人係に、平成23年7月21日に確認しましたところ、事前審査の届けは出ていないと回答を頂きました。(変更届は、3ヶ月前に事前審査を受け、内諾されるとの話でした)都公益法人係より、事業団寄附行為の変更(住所)を指導くださるとの回答を頂きました。平成23年8月4日に、寄附行為は4月1日協定書締結、又、移転日3月28日から実に4ヶ月(120日あまり)遅れて変更されました。

このことは、協定書第28条「団体の所在地及び理事長等に変更が生じる場合、速やかに報告しなければならない」に該当します。又、第23条(3)「本協定書の内容を履行せず又はこれらに違反したとき」とあり、取消しに当たります。

3 監査報告書(平成23年5月19日)に、「2監査意見(3)理事の職務執行に関する不整の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認めます」と記載があります。

しかし、寄附行為第2条に変更が、広報えどがわ3月20日号に移転しますと顕示され、この監査報告は虚偽であります。監査報告に虚偽があるとき、団体の信用は著しく社会的信用を失うこととなります。この事実により第23条(5)「著しく社会的信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められたとき」に該当し、取消しに当たります。

以上をもって、財団法人江戸川区環境促進事業団から移行した、公益財団法人えどがわ環境財団の、江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書の指定管理者の取消しをするよう、陳情いたします。